

## 第5回太宰府市自治基本条例審議会

平成25年11月26日（火）午後7時～

於太宰府市役所5階全員協議会室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について

閉会

(資料 1)

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）の素材

第5回 審議会資料

平成 25 年 11 月 26 日

太宰府市

## 目 次

前文について	1 ページ
目的について	2 ページ
協働の定義例について	3 ページ
市民の権利について	4 ページ
青少年・子どもの権利について	5 ページ
子どもの権利に関する条文例	6 ページ

## 太宰府市自治基本条例（仮称）市民会議取りまとめ（案）

### 前文案

#### ◆審議会の意見の集約

みどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠（とお）の朝廷（みかど）」と呼ばれて九州を治め、また外国との交渉窓口として、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、全国屈指の観光・学園都市であり、文化交流を拠点とする流れを今も受け継いでいます。

これからの太宰府市に求められるものは、先人たちが築いてきたこの歴史と文化を守り育てるとともに、新たな時代を、明るい未来をつくりあげていくことです。そのためには、市民ひとりひとりがこのまちの主人公であるという原則のもと、市民・議会・市が一体となって、それぞれの役割を自覚し、連携し合い、地方自治を推進していくことが必要です。

子どもから大人までが、「太宰府に住んでよかった」「太宰府が大好き」と言えるまち、そして太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちになるために、ここに太宰府市自治基本条例（仮称）を制定します。

#### ◆審議会の意見

- ・「新たな時代を、明るい未来を～」は、文章的にすっきりさせる（水本）
- ・「文化交流を拠点とする～」の次に、「これからも世界の人々を受け入れる」など、私たち市民のありようを具体的に記述（水本）
- ・「全国屈指」が気になる（福廣、田中）  
→「全国屈指の観光都市であり、学問・文化交流の拠点としての良き伝統を今も受け継いでいます」としてはどうか（嶋田）
- ・高齢者もまちに出て貢献することが求められることを記述（高瀬）
- ・条文でなく、前文でしか表現できないことは？（出水）  
→歴史的流れと現状、市民一人ひとりがまちの主人公、市民・議会・市が一体、それぞれの役割を自覚し、連携し合い、地方自治を推進すること（原田）  
→本当に重要だと思われることは条文に書くべき（出水）
- ・「まちになるために」より「まちを目指して」の方が、市民会議の意見としてニュアンスが近いようだ。（嶋田）
- ・「地方自治」は「自治」と記述する（嶋田）

四王寺山や宝満山などのみどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠（とお）の朝廷（みかど）」と呼ばれて九州を治め、また外国との窓口として、歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、全国屈指の観光都市であり、学問・文化交流の拠点としての良き伝統を今も受け継いでいます。私たちは、先人たちが築いてきたこの歴史と文化、そして豊かな自然を守り育てるとともに、市民はもとより来訪者にとっても快適なまちを目指します。

これからの太宰府市には、市民ひとりひとりがこのまちの主人公であるという原則のもと、市民・議会・市が一体となって、それぞれの役割を自覚し、連携し合い、自治を推進していくことが必要です。

子どもから大人までが、「太宰府に住んでよかった」「太宰府が大好き」と言えるまち、そして太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指して、ここに太宰府市自治基本条例（仮称）を制定します。

## 1. 目的について

### ◆まちづくり市民会議の意見集約

○太宰府市における住民自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び役割、議会・議員及び市の役割及び責務等を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的事項と制度を確立することにより、住民自治を実現することを目的とする。

### ◆まちづくり市民会議の意見（盛り込むべき素材：基本原則より）

市民参加、市民と行政・議会が向き合える場をつくる、地域のつながりの創出、行政と議会は市民に対して説明責任を果たす、行政・議会は広く市民の意見を聞く、市民・行政・事業者、みんなが助け合う気持ちを持つ、住民一人ひとりが主体である、住民みんなが楽しめるまちづくり、居場所と出番、一人ひとりが主人公になれる誰もが喜びや幸せを感じられるようなまちづくり

### ◆審議会の意見

- ・行政や議会も主体と使えるのか（森田）→法制法務的な精査が必要
- ・「住民自治を実現する」は「自治を実現する」と記述する（嶋田）
- ・この条文は、一つは、三者の役割及び責務を明らかにして、基本的な事項等を定めること、もう一つは、それを通じてそれぞれの信頼関係を得ることを示すものである。「市民、議会、市長等が互いに理解し、信頼し合う関係を築くことで市民を主体としたまちづくりを図ることを目的とする」を併記する（嶋田）

### ※主体に関する法制担当の見解

南相馬市は、章としての「まちづくりの主体」の中に「市民」と「市」と「議会」を節で設けて、それぞれの役割と責務を明記している。

小諸市も、章として「各主体の権利、役割及び責務」の中に節で「市民」「市民活動団体」「区」「事業者」「市議会」「市の執行機関」となっている。

「それぞれの主体に関する」という表現はイメージからは違和感があるが、「主体」の意味から考えれば、悪くは無いように思われる。

### ※日田市の目的の条項

第1条 この条例は、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

#### （目的）A案

第〇条 本市における自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び役割、議会・議員及び市の役割及び責務等を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的事項と制度を確立することにより、自治を実現することを目的とします。

#### （目的）B案

第〇条 本市における自治の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利及び役割、議会・議員及び市の役割及び責務等を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的事項と制度を確立することにより、市民、議会及び市が互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことで、市民一人ひとりが主体である自治を実現することを目的とします。

◆協働の定義例

太宰府市 まちづくり市 民会議の意見	○協働 市民、議会及び市が創造性豊かで活力ある市政運営や地域社会の課題解決を図るため、それぞれの <u>役割分担</u> のもと、相互に補い合いながら、 <u>対等な立場</u> で共に活動し、その成果を相乗効果的に生み出すために <u>協力</u> して <u>取り組む</u> ことをいいます。
日田市 自治基本条例 (素案)	(5)協働 まちづくりに関する多様な主体が地域課題と目標を共有し、それぞれの <u>責任と役割分担</u> に基づき、互いに <u>対等な立場</u> で、自主性及び自律性を尊重し、かつ連携し <u>協力</u> し合うことをいう。
石垣市 自治基本条例	(6)協働 市民、事業者等及び市がそれぞれの <u>役割と責任</u> を担いながら <u>対等の立場</u> で相互に <u>協力</u> し補完することをいう。
春日部市 自治基本条例	協働 市民、議会及び執行機関が、目的を共有し、それぞれの <u>役割と責務</u> に基づいて信頼関係を構築し、 <u>対等な立場</u> で補い合い、 <u>協力</u> して <u>行動</u> することをいいます。
高知市 市民と行政の パートナーシ ップのまちづ くり条例	(3)協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために <u>役割</u> を分担し、共に <u>協力</u> して <u>活動</u> することをいう。
泉南市 自治基本条例	(6)協働 市民と市又は市民と市民が、それぞれの <u>責任と役割</u> を認識し、互いの特性を尊重しながら、連携及び <u>協力</u> して地域社会の共通課題の解決に <u>取り組む</u> ことをいいます。
筑紫野市 市民自治基本 条例	(6)協働 市民等により構成された組織及び市が、まちづくりに向けて主体性を保ち、特性を生かしながら <u>対等な立場</u> で <u>協力</u> し合って <u>活動</u> することをいう。
対馬市 市民基本条例	(6)協働 市民、議会及び行政並びに市民相互が、互いを理解し、 <u>対等な立場</u> で、それぞれの <u>責任と社会的役割</u> を踏まえ、共通の目的達成のために <u>共に取り組む</u> ことをいう。

## 6. 市民の権利について

### ◆まちづくり市民会議の意見集約

- 市民は、自治の主体として、地方自治法の定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利を有し、これを行行使することができます。
- 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。
  - ・ 市民は、市政に対して情報を収集し、情報を知る権利を有します。
  - ・ 市民は、主権者として市政に参加する権利を有し、積極的に意見を述べるすることができます。
  - ・ 市民は、市が提供するサービスを享受することができます。
  - ・ 市民は、協働する権利を行行使することができます。

### ◆審議会の意見

- ・ 日田市の案を参照し、「自治に参画し、意見を表明し、又は提案する権利と、市政運営に関する情報を知る権利」のような案文を併記する（嶋田）
- ・ 「市が提供するサービスを享受する」は削除する
- ・ 「協働」についてどうするか？
  - 協働は、住民側から行政へ「あることをやりたいから市は協力して欲しい」という提案や企画、予算編成を含めてやってくれないかという提案ではないか（森田）
  - 行政側が一步も二歩も進んでいる事業については、市民が「押し付けられた」と感じることはあるかもしれないが、逆に市民側が進んでいる場合、協働は大きな力になるので、「参画」より「一緒に共に頑張っていく」という協働を使いたい（藤本）
  - これまでの行政が求めて市民が協力するという一方的な、下請け的な協働ではなくて、協働する権利を求めるのは市民の側にあるという趣旨をはっきりさせる方向で、「協働」を入れる（嶋田）

## ※日田市の市民の権利の条項

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利

### (市民の権利)

第〇条 市民は、自治の主体として、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利を有し、これを行行使することができます。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

- (1) 市政に対して情報を収集し、情報を知る権利を有します。
- (2) 主権者として自治に参加する権利を有し、積極的に意見を述べるすることができます。
- (3) 市民は協働する権利を有します。

## 7. 青少年・子どもの権利について

### ◆まちづくり市民会議の意見集約

- 青少年・子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ）は、健やかに育つ権利があります。
- 青少年・子どもは、その年齢に応じて、まちづくりに参加する権利があります。
- 青少年・子どもは、その年齢に応じて、市民としての権利と責務があります。
- 市民、議会及び市は、青少年・子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、青少年・子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければなりません。

### ◆審議会の意見

- ・将来、市政を担っていく存在なので、早い段階から、市政、まちづくりに関わる権利を有することを再確認しておくという趣旨がある（嶋田）
- ・これから市民として育っていく存在に対しての配慮であるべきではないか（出水）
- ・権利を規定している条項なのに、保護と支援という言葉が権利に書かれるというのはおかしい。「認識し～」とあるように、何の権利を誰に与えるのかという書き方になっていない。（出水） →書き方の検討が必要
- ・子ども（20歳未満）のように年齢を規定する文は削除する。

### ◆子どもの権利条約の主な内容

#### 1) 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

#### 2) 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

#### 3) 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

#### 4) 参加・意見表明の権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



◆子どもの権利に関する条例

<p>日田市 自治基本条例 (素案)</p>	<p>(子どもの権利等) 第8条 子どもは、<u>まちづくりに参加する権利を有するものとする。</u> 2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。 4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる<u>環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。</u> 5 市長等は、<u>咸宣園教育の理念を学校教育の柱にする</u>とともに、<u>教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。</u></p>
<p>ニセコ町まちづくり基本条例</p>	<p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい<u>まちづくりに参加する権利を有する。</u> 2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な<u>制度を設けるものとする。</u></p>
<p>篠山市 自治基本条例</p>	<p>(子どもがまちづくりに参画する権利) 第12条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じて、<u>まちづくりに参画する権利を有する。</u></p>
<p>栗山町 自治基本条例</p>	<p>(子どもの権利) 第7条 次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、<u>町政に参加する権利があります。</u> 2 町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した<u>参加機会の充実を図ります。</u></p>
<p>泉南市 自治基本条例</p>	<p>(こどもの権利保障) 第8条 市は、こどもがまちづくりに関する意見を表明、表現することができる<u>機会を積極的に設けるとともに、その意見を尊重するよう努めなければなりません。</u></p>
<p>厚木市 自治基本条例</p>	<p>(子どもの権利、責務等) 第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。 (1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利 2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ<u>環境の整備に努めなければならない。</u></p>
<p>対馬市 市民基本条例</p>	<p>(青少年及び子どもの育成) 第8条 市民、議会及び行政は、青少年及び子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、<u>安心、安全で健やかに育つ環境づくりに取組まなければならない。</u> 2 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい<u>まちづくりに参加する権利を有する。</u></p>